

同族会社の行為計算否認規定の解釈と実務対応

——IBM事件東京高裁判決の検討

法人税法（以下「法」という）132条が定める同族会社の行為計算否認規定の適用の可否が争われたIBM事件は、2016年2月18日に下された最高裁判所の上告不受理決定（最一小決平28.2.18判例集未登載。以下「本件最高裁決定」という）により、納税者の請求を認容した原審である東京高判平27.3.25判時2267号24頁（以下「本件高裁判決」という）の判断が維持され、納税者勝訴という結果で幕を閉じた。

法132条の適用の可否が争点とされた裁判例は過去にも多数存在するが、金額的規模を含む事案の特殊性や納税者勝訴という結果に終わったことから、本件高裁判決は注目されている。また、本件最高裁決定（2016年2月18日）の直後である同月29日に（組織再編成の行為計算否認規定である法132条の2の「不当に」の解釈が争点とされた）ヤフー事件（以下「Y事件」という）およびIDCF事件の最高裁判決（最一小判平28.2.29民集70巻2号242頁および最二小判平28.2.29民集70巻2号470頁。以下、前者を「Y事件最高裁判決」といい、両者をあわせて「Y事件等最高裁判決」という）が出された（本件最高裁決定とY事件最高裁判決とはいずれも第一小法廷の同じ裁判官による判断である）ことから、（規定は異なるものの、行為計算否認規定の「不当に」の解釈を示した）本件高裁判決とY事件最高裁判決との関係も注目されている。そこで、本稿では、本件高裁判決について、Y事件等最高裁判決も参照しながら、考察を試みる¹。

I 事案の概要²

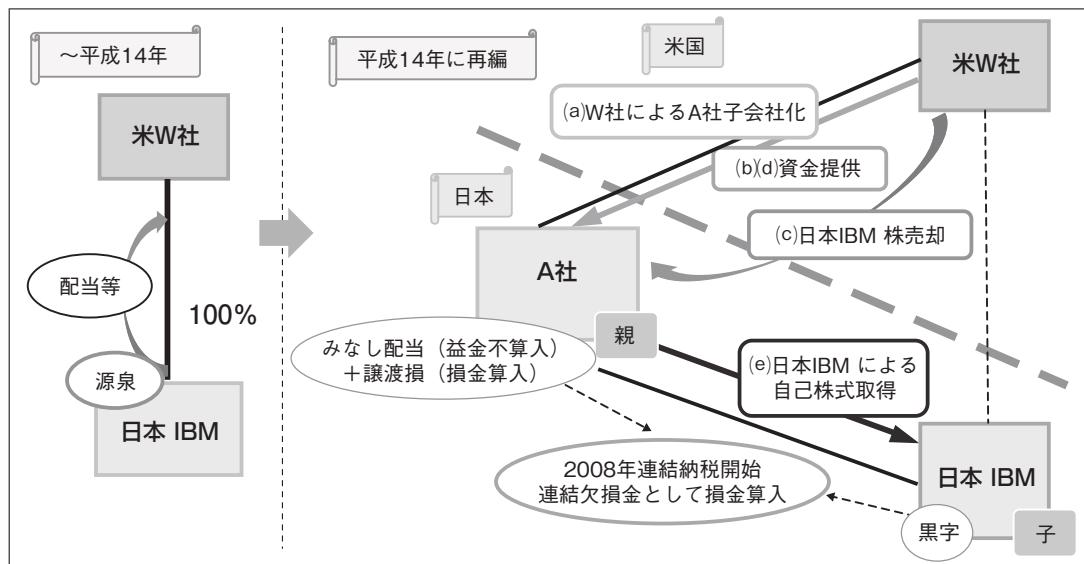
- (1) 本件では以下の行為が行われた（以下、(a)ないし(d)の行為をあわせて「本件中間持株会社化」といい、(a)ないし(e)の行為をあわせて「本件一連の行為」という）。
- (a) 平成14年2月、日本IBMの発行済株式の全部を保有する米国WT社（米国IBMの100%子会社であり外国法人。以下「W社」という）が、AP（有限会社。以下「A社」という）の全持分を第三者から取得した。
- (b) 同年4月3日開催のA社の社員総会に基づき、W社を引受人とし、払込金額を計1,332億円とするA社に対する増資が行われた（以下「本件増資」という）。
- (c) 同月、A社がW社から日本IBMの発行済株式の全部を代金1兆9,500億円で購入した（以下「本件株式購入」という）。

- (d) その代金のうち約1,318億円は本件増資に係るW社からの出資金により支払われ、残額約1兆8,182億円については、W社とA社との間で準消費貸借契約が締結された。
- (e) 同年12月、平成15年12月および平成17年12月の3回にわたり、A社がその保有する日本IBMの株式の一部を日本IBMに対して総額約4,298億円で譲渡した（以下「本件各譲渡」という）。本件各譲渡における1株当たりの譲渡価額は本件株式購入における1株当たりの取得価額とほぼ同じである。
- (2) A社は、本件各譲渡により生じたみなし配当を益金不算入としたうえで、譲渡対価の額（譲渡代金からみなし配当の額を控除した額）と譲渡原価の額との差額である譲渡損失額（約3,995億円）（以下「本件譲渡損失額」という）を、本件各譲渡が行われた各事業年度（以下「本件各譲渡事業年度」という）の

¹ 本稿における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、筆者らの属する組織の見解ではない。なお、同僚の伊東有理子弁護士の協力を得た。

² 本件高裁判決（東京地判平26.5.9判タ1415号186頁を引用した部分を含む）が認定した事実に基づいている。

【図表】事案の概要



法人税に係る所得の金額の計算上損金の額に算入し、欠損金額による確定申告を行った。

- (3) その後、A社は、平成20年1月1日に連結納税の承認を受け、同年12月期の連結事業年度において、本件各譲渡事業年度の欠損金額を含む連結欠損金額により確定申告したところ、課税当局が、法132条1項を適用して、本件各譲渡事業年度の法人税に係る所得の金額の計算上、本件譲渡損失額を損金の額に算入することを否認する旨の更正処分（以下「本件各譲渡事業年度更正処分」という）をし、それらの後続事業年度に係る更正処分等（以下、本件各譲渡事業年度更正処分とあわせて「本件各更正処分等」という）を行った。
- (4) A社は、本件各譲渡事業年度更正処分は違法なものであり、ひいては本件各更正処分等が違法であるとして、それらの取消しを求めたところ、第一審において納税者勝訴の判決が下され（東京地判平26.5.9判タ1415号186頁）、本件高裁判決も国の控訴を棄却した。

II 本件高裁判決の判旨

- (1) まず、本件高裁判決は、法132条1項の「不当に」の解釈に関して、同「項の趣旨に照らせば、同族会社の行為又は計算が、同項にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』か否かは、専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不合理、不自然なものと認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべきものと解される……。そして、同項が同族会社と非同族会社の間の税負担の公平を維持する趣旨であることに鑑みれば、当該行為又は計算が、純粋経済人として不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含むものと解するのが相当であり、このような取引に当たるかどうかについては、個別具体的な事案に即した検討を要する」〔太字は筆者ら。〕

以下同じ] とした。

- (2) なお、「経済的合理性を欠く場合とは、……行為又は計算が、異常ないし変則的であり、かつ、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合であることを要する」旨の被控訴人〔納税者〕の主張については、法132条1項の文理および改正経緯にも触れたうえで、同「項の『不当』か否かを判断する上で、同族会社の行為又は計算の目的ないし意図も考慮される場合があることを否定する理由はないものの、他方で、……当該行為又は計算が経済的合理性を欠くというためには、租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められること、すなわち、専ら租税回避目的と認められることを常に要求し、当該目的がなければ同項の適用対象とならないと解することは、同項の文理だけでなく上記の改正の経緯にも合致」せず、また、当該「要件の存否の判断は、極めて複雑で決め手に乏しいものとなり、被控訴人主張のような解釈を採用すれば、税務署長が法人税法132条1項所定の権限を行使することは事実上困難」となり、同項の趣旨を損なうとして排斥した。
- (3) そのうえで、本件では、「被控訴人〔筆者ら注：A社。以下同じ〕を中間持株会社とすること、すなわち、本件各譲渡以外の本件一連の行為……は、……控訴人〔筆者ら注：国。以下同じ〕が主張する本件税額圧縮〔筆者ら注：日本国内において負担する源泉所得税額を圧縮すること。以下同じ〕の実現も重要な目的として、……実施されたものである」が、「本件各譲渡が、本件税額圧縮の実現のため、被控訴人の中間持株会社化……と一体的に行われたことを認めるに足りる証拠はない」ため、「本件一連の行為を構成する本件各譲渡を容認した場合には、被控訴人の法人税の負担を『不当に』減少させる結果となるとする控訴人の主張は、その前提を欠くもので失当

である」として、その主張を排斥した。

- (4) さらに、A社がした本件各譲渡が、それ自分で独立当事者間の通常の取引と異なるものであり経済的合理性を欠く旨の控訴人の主張についても、譲渡価額の算定過程および算定結果が不合理であると認めるに足りる証拠はなく、また、税効果等も考慮のうえ、日本IBMと「親子会社関係にない独立当事者の内国法人であれば、取得価額と同じ譲渡価額で日本IBMによる自己株式の取得に応じるという取引があり得なかったと認めることもできない」として、排斥した。
- (5) 以上から、本件各譲渡事業年度更正処分はその余の点を判断するまでもなく違法であり、当該否認を前提とする本件各更正処分等はいずれも違法であって取消しを免れないとして、国の控訴を棄却した。

III 本件高裁判決の検討

1 法132条1項の「不当に」の解釈の判断 枠組み（通説的見解をふまえて）

本件高裁判決は、まず、法132条1項所定の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められる」か否か（以下「不当性要件」という）は、「専ら経済的、実質的見地において当該行為又は計算が純粋経済人として不合理、不自然なものと認められるか否かという客観的、合理的基準に従って判断すべき」としており、過去の同項に係る判例（最二小判昭53.4.21訟月24巻8号1694頁、最一小判昭59.10.25集民143号75頁等）および通説³と同様に、いわゆる経済合理性基準を採用することを明らかにしている。

本件高裁判決の判示内容との関係で特に検討を要すべき点は、経済合理性基準の具体的な内容である。とりわけ、前記II(1)および(2)の判示内容から、(a)経済合理性基準における独立当事者間基準の位置づけおよび(b)経済合理性基準における正当な事業目的等の要否が問題となりうる。

³ 金子宏『租税法〔第21版〕』（弘文堂、2016）478頁。

この点、学説では、経済合理性基準の具体的な内容として、行為または計算が経済的合理性を欠く場合とは、「[行為または計算が]異常ないし変則的で租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる場合」であるとするのが通説的見解⁴とされており、①行為または計算の不自然性の有無および②正当な事業目的等の有無により経済合理性基準を充足するか否かの判断がなされるべきとされている。

また、法132条1項所定の不当性要件に係る裁判例ではないが、法132条の2の「不当に」に係る解釈を示したY事件等最高裁判決は、その判断の全体的な枠組みとして、組織再編制に係る各規定の「濫用」の有無で判断すべきものとしながらも、「濫用」の有無の要素として、(i)行為または計算の不自然性の有無および(ii)合理的な事業目的等の有無をあげており、それは、「実質において、経済合理性基準に係る……通説的見解〔筆者ら注：前記通説的見解の①および②の判断要素〕の考え方を取り込んだものと評価」されている⁵。前記のとおり、本件高裁判決の上告審決定である本件最高裁決定とY事件最高裁判決は、その判断がなされた時期が極めて近接しており、かつ同一の小法廷に属する同一の裁判官により判断されたものであるところ、Y事件最高裁判決が、法132条の2の「不当に」に係る解釈に関する判断の一部ではあるものの、その過程で、(法132条1項の)経済合理性基準の前記通説的見解の考え方(前記①および②の判断要素)を取り込んでいることからすれば、最高裁も経済合理性基準の具体的な内容につき前記通説的見解と同様の理解に基づき本件最高裁決定の判断を下した、または少なくとも当該理解と異なる見解を有するものではないと理解することは十分に合理的であろう。

さらには、Y事件最高裁調査官解説において、前記(i)および(ii)の事情は「必ず考慮すべきであ

るという趣旨が含意されている」、「不当性要件該当性を肯定するために必要な要素である」と評されているとおり、法132条1項の不当性要件に係る経済合理性基準の判断においても、同様に、前記①および②の要素は必要な要素と解することが合理的である。けだし、行為または計算の不自然性が認められない場合(①)や、当該行為または計算を行う正当な事業目的等が存在すると認められるような場合(②)にまで、納税者の行為または計算が否認されるとすれば、納税者の予測可能性や法的安定性は失われ、ひいては課税当局の恣意に基づく否認を許すこととなるからである。

筆者らは、以上から、法132条1項の不当性要件における経済合理性基準は前記通説的見解と同様に2つの要素(①行為または計算の不自然性の有無および②正当な事業目的等の有無)により判断されるべきと考えるが、本件高裁判決の判示内容は、かかる解釈と齟齬を生ぜしめるものであろうか。以下では、かかる観点から、(a)経済合理性基準における独立当事者間基準の位置づけ、および(b)経済合理性基準における正当な事業目的等の要否について、検討する。なお、実務上の関心が高いと思われる(b)の論点から検討し、その後(a)の論点を検討する。

2 経済合理性基準における正当な事業目的等の要否

本件高裁判決は、前記Ⅱ(2)のとおり、経済合理性基準の具体的な内容に係る被控訴人〔納税者〕の主張のうち「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる」という点について、法132条1項の文理および改正経緯に反すること、ならびに執行の困難性による同項の死文化を理由として、かかる解釈をとりえないとして、排斥している。

本件高裁判決のかかる判示部分は、一見する

⁴ 金子・前掲注3・478頁。

⁵ Y事件最高裁判決の最高裁調査官解説(徳地淳=林史高「判解」ジュリ1497号80頁。以下「Y事件最高裁調査官解説」という)85~86頁。

と、経済合理性基準の判断において前記通説的見解の②の要素（正当な事業目的等がないこと）を要することを否定したようにも読めるが、そのような読み方は誤りというべきであろう。すなわち、本件高裁判決は、納税者が主張する、「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められること」を「専ら租税回避目的と認められることを常に要求し」と言い換えたうえで、このような解釈はとりえないと判示しており、その意味するところは、被控訴人〔納税者〕の主張を、租税回避以外の事業目的等の有無で経済合理性基準の判断をすべき（すなわち、当該事業目的等の正当性の程度は考慮せず、もっぱら租税回避目的のみで行為または計算が行われた場合のみ不当性要件を充足する）とする主張と捉えたうえで、かかる考え方では、ごくわずかでも租税回避以外の事業目的（とつつけたような事業目的）がありさえすれば不当性要件を充足しないという極論が可能となり、法132条1項を死文化させてしまうという理由で、その主張を排斥したものであり、いわば当然の判断をしたに過ぎない。

この点に関して、Y事件最高裁調査官解説は、経済合理性に係る前記通説的見解の②の要素について、(A)行為・計算の異常性の程度等とは切り離して考え、租税回避以外の事業目的等が「存在するか否か」のみを基準とする見解（この見解の場合、ごくわずかでも何らかの事業目的等が存在すれば、行為計算否認規定は適用されない）と、(B)行為・計算の異常性の程度との関係や税負担の減少目的との主従関係等を考慮して、租税回避以外の事業目的等が「正当なものといえるか」という点をふまえて判断すべきであるとする見解があるが、(A)については行為計算否認規定の死文化という理由でとりえない

としたうえで、Y事件最高裁判決は(B)の考え方を採用したものであると評している⁶。本件高裁判決は、同解説と同様に、(A)の見解はとりえないことを明らかにしたに過ぎない。本件高裁判決は、不当性要件を判断するうえで「同族会社の行為又は計算の目的ないし意図も考慮される場合があることを否定する理由はない」旨述べていることからすれば、その判示内容は、(B)の見解を採用することとは何らの齟齬や矛盾を生ぜしめないということができよう。

以上より、本件高裁判決は、前記通説的見解が不当性要件を充足するためには正当な事業目的等がないことを要するとしていること（前記②の要素）について、何ら否定的な判断をしているものではなく、（本件高裁判決では明示的には触れられていないものの）前記1で述べたとおり、納税者の予測可能性や法的安定性の観点からすれば、前記②の要素は不当性要件（経済合理性基準）の判断において必須であると考えるのが合理的である⁷。

なお、かかる解釈（とりわけ事業目的等の「正当」性や「合理」性の有無に係る解釈）に基づく実務上の留意点（1つの指標）としては、租税負担減少目的を除いても当該行為または計算を行うか否かという点を取引検討段階であらかじめ慎重に検討しておくことが肝要であろう。

3 経済合理性基準における独立当事者間基準の位置づけ

本件高裁判決は、前記II(1)のとおり、「経済的合理性を欠く場合には、独立かつ対等で相互に特殊関係のない当事者間で通常行われる取引（独立当事者間の通常の取引）と異なっている場合を含む」旨判示している（以下、当該判示部分を「独立当事者間基準」という）。法132条

⁶ 前掲注5・Y事件最高裁調査官解説86頁。

⁷ なお、伝統的な見解の中には、「租税回避の意図」の存在は法132条1項の適用要件でないと解するものがあるが（清永敬次『ミネルヴァ・アーカイブズ 租税回避の研究』（ミネルヴァ書房、2015）393頁、421頁）、かかる見解とこれまで論じてきた正当な事業目的等の不存在を適用要件とする考え方とは必ずしも矛盾しないと考えられる。たとえば、金子・前掲注3・478頁においても、「第3の基準（租税回避の意図があったか否かの基準）は、第2の基準〔筆者ら注：正当な事業目的等の存否の基準〕の主觀的側面であり、いわば繰り返しであるから、この版以降は削除する」と説明している。

1項の不当性要件の解釈として、独立当事者間基準が含まれることを明示した裁判例は数少ない（東京地判平9.4.25訟月44巻11号1952頁〔平和事件第一審判決〕および東京高判平11.5.31訟月51巻8号2135頁〔同事件控訴審判決〕）が、同項の趣旨が、同族会社が少数の株主または社員によって支配されているため、当該会社の法人税の税負担を不当に減少させる行為や計算が行われやすいことに鑑み、同族会社と非同族会社の間の税負担の公平を維持するという点にあることからすれば、同族会社の特殊性に基づき独立当事者間の通常の取引とは異なる行為または計算が行われた場合には経済合理性基準に抵触しうるとする、独立当事者間基準を採用することは合理的であると考えられる。以下では、独立当事者間基準の具体的な内容（とりわけ前記通説的見解の①および②の要素との関係）ならびに同基準の適用場面および執行上の課題について検討する。

（1）独立当事者間基準の具体的な内容（前記通説的見解の①および②の要素との関係）

独立当事者間基準は、独立当事者間の通常の取引と異なっているか否かを経済合理性基準の判断要素とするものであるが、前記通説的見解の①および②の要素との関係でどのような位置づけと理解すべきであろうか。

この点、独立当事者間の通常の取引と異なるか否かは、法132条1項の趣旨に基づき、同族会社の特殊性等から同族会社以外の独立当事者間では行われない異常ないし変則的な行為または計算を行っているか否かに着目するものであるから、前記通説的見解の①の要素（行為・計算の不自然性）に組み込まれるものと理解することが合理的であろう（Y事件最高裁調査官解説においても、行為・計算の不自然性の例示として、「組織再編成における何らかの契約上の対価が適正価格に比して著しく低額又は高額である場合」をあげている⁸⁾）。かかる理解に立つ場合、独立当事者間基準に照らして、独立当

事者間の通常の取引とは異なるものとされたとしても、前記通説的見解の②の要素（正当な事業目的等の有無）に基づき、かかる行為または計算を行うことにつき正当な（合理的な）事業目的等がある場合には、経済的合理性があるとして、不当性要件は充足されないと考えられる。

他方、本件高裁判決の「経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含む」との文言に着目し、納税者の行為または計算が独立当事者間の通常の取引と異なっている場合には、それのみで常に経済的合理性を欠くと解する見解も考えうる。かかる見解に立つ場合には、独立当事者間基準の捉え方についても、前段の考え方とは異なるものと解すべきである。すなわち、この場合における独立当事者間基準では、前記通説的見解の①の要素（行為・計算の不自然性）のみならず、②の要素（正当な事業目的等の有無）についても考慮のうえ、独立当事者間の通常の取引と異なるか否かを判断すべきである（すなわち、①および②の両要素を判断する基準として位置づけるべきである）。けだし、②の要素を無視して、経済合理性基準の判断を行う（すなわち、行為または計算に正当な事業目的等がある場合においても経済的合理性を欠き、不当性要件を充足する）とすれば、納税者における予測可能性や法的安定性は皆無となるからである。

本件高裁判決の判示内容からは、上記のいずれの立場を採用しているかは必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、本件高裁判決の独立当事者間基準に係る判示は、経済合理性基準の判断において前記通説的見解の①および②の両要素に基づき判断がなされるべきという点に影響を及ぼさないと考えるのが合理的である。

（2）独立当事者間基準の適用場面および執行上の課題

前記（1）で検討したとおり、独立当事者間基準が経済合理性基準の判断枠組みの一部に含まれ

⁸⁾ 前掲注5・Y事件最高裁調査官解説86頁。

るとしても、いかなる場合に、どのような基準で「独立当事者間の通常の取引」と異なるか否かの判断がなされるのであろうか。

この点、かかる基準は、抽象的な基準であるがゆえに、一見すると、課税当局により広く適用される余地があるように思われる。しかしながら、独立当事者間基準を用いるためには、比較対象となる「独立当事者間の通常の取引」を特定する必要があるところ、さまざまな法形式や契約形態で行われる取引等について、一般的な取引慣行や取引相場等が観念できる場合は別論、法人の諸活動の中には、事業再編ないし組織再編のように個別性が高く、一般的な取引慣行等を想定できない場合も多く含まれており、そのような場合にはそもそも「独立当事者間の通常の取引」を導き出すことが困難であることが多い。また、不当性要件に係る独立当事者間基準の適用に当たっては、移転価格税制や財産評価基本通達等を適用する場面のように統一的な処理基準が存在しないため、これらの適用場面よりも、比較の対象となる「独立当事者間の通常の取引」を明確化することが困難である。

ゆえに、独立当事者間基準は、契約上の対価が適正価格に比して著しく低額または高額である場合など、対価の適正性が問題となるような場面では比較的機能しうる（ただし、この場合でも適正な対価をどのように算出するかという点が議論になりうる）と思われるが、それ以外の場面では当該基準に基づく判断を行うことは困難を伴う（有効に機能しうる場面は相当程度限られる）ものと思われる。現に、本件高裁判決における独立当事者間基準のあてはめでは、前記Ⅱ(4)のとおり、本件各譲渡の譲渡価額の適正性のみに着目した判断がなされている。

いずれにしても、本件高裁判決の採用した独立当事者間基準は、執行の観点からは、課税当局が容易に適用しうるものではなく、むしろ不当性要件の立証責任を負う課税当局が独立当事

者間基準の適用を主張する場合は、独立当事者間基準の前提となる「独立当事者間の通常の取引」の主張および立証に関して課税当局に相当程度の負担を課すものとなろう。

(3) 独立当事者間基準以外の基準に基づく経済的合理性の判断

前記(2)で検討したとおり、独立当事者間基準が有効に機能しうる場面が限定されることに鑑みれば、その他のいかなる基準をもって行為・計算の不自然性（前記通説的見解の①の要素）を判断すべきかが、理論的にも実務的にも重要な問題となる。この点、前記(1)で検討した「経済的合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なっている場合を含む」との判示に鑑みれば、本件高裁判決も独立当事者間基準以外の基準が存することは当然の前提にしていると考えられるが、その基準の具体的な中身については言及されていない。しかしながら、以下で述べるとおり、本件高裁判決または本件最高裁決定による明確な判示が望まれた論点がいくつか存在するようと思われる。

まず、Y事件等最高裁判決が法132条の2との関係において制度趣旨に反する状態を作出した（「実態とは乖離した形式を作出した」）か否かを1つの基準として行為・計算の不自然性を判断したのと同様に、法132条1項との関係においても、個別の制度趣旨に反する状態を作出したか否かにより行為・計算の不自然性を判断することが許されるのかとの問題である。この問題については、同項と法132条の2との制度趣旨や適用対象の相違等を考慮したうえで慎重に検討する必要があるが、仮にそれが許されると考えるのであれば、本件高裁判決および本件最高裁決定は、平成13年度税制改正により自己株式の取得に伴うみなし配当と株式譲渡損益の両建てが認められた制度趣旨⁹との関係（「作出」といえるのかも含む）についてより慎重に

⁹ 株主全体を見て、株主段階での株式譲渡に係る課税と法人段階での課税とが重複するのを避けることが制度趣旨であるとされている（朝長英樹「検証・IBM事件高裁判決〔第2回〕」T&Amaster595号9頁以下参照）。

検討すべきであった（問題ないのであれば、その旨明示すべきであった）ように思われる¹⁰。

また、一般的に、本件中間持株会社化を不自然であると評価したのかという問題である。本件高裁判決の原審である東京地判平26.5.判タ1415号186頁が「企業グループにおける組織の在り方の選択が基本的に私的自治に委ねられるべきものである」旨判示している点に鑑みれば、そのような評価は難しいとの考え方が当然の前提とされているよりも思われるが、いずれにせよ、中間持株会社を利用することが多い実務の立場からすれば、明示的な司法判断が期待された問題であったといえよう。

4 本件高裁判決に関するその他の諸課題

本件高裁判決は、前記Ⅱ(3)の判示のとおり、本件各譲渡については、本件税額圧縮という目的の実現のために必須の行為ではないとして、本件中間持株会社化との一体性を否定した。かかる判示内容からすれば、本件高裁判決は、不当性要件に係る検討の際に複数の取引を一体とみるためには、各取引（行為）が共通の目的の実現のために必要であることが少なくともその1つの要件であると解していると考えられる。本件のような複数の取引行為等が行われた場合に、不当性要件の検討の前提として、いかなる要件の下で各取引行為の一体性が認められるのかという点は、いわゆる段階取引の法理（Step Transaction Doctrine）との関係¹¹も含めて、今後の検討課題として残されている。

また、本件では国（課税当局）からの主張はなされていないが、所得税額控除制度の濫用を理由とする税額控除の否認の可否¹²や法132条

の3（連結法人に係る行為計算否認規定）の適用の可否¹³についても、理論上問題となりうるところであり、今後さらに議論が必要であろう。

IV おわりに

本件高裁判決は、法132条1項の不当性要件の解釈に係る判断を示した裁判例の1つに過ぎないが、特に、経済合理性基準の具体的な内容として、（本件における納税者が主張する意味での）「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しないと認められる」ことの要否および独立当事者間基準が含まれることに言及したという点で一定の意義がある。もっとも、本稿で論じたとおり、本件高裁判決の判示内容は、法132条1項の不当性要件の解釈に関し、前記通説的見解の①および②の要素を以て経済的合理性の有無を判断すべきであるとする見解を否定するものではない（またはかかる見解と矛盾するものでない）点には留意が必要であろう。

法132条1項の不当性要件の解釈を争点とする事案は、現在、訴訟に係属しているものが存在しており、今後の裁判例の内容をふまえて、同要件の解釈に関するさらなる議論が必要であると思料する。

北村導人（きたむら みちと）

PwC弁護士法人・パートナー、弁護士・公認会計士、1994年慶應義塾大学卒、2000年弁護士登録、ニューヨーク大学ロースクール修了、税法解釈助言、税務調査対応および税務争訟等を主な専門とする。

黒松昂蔵（くろまつ こうぞう）

PwC弁護士法人、弁護士、2009年東京大学卒、10年弁護士登録、税法解釈助言、税務調査対応および税務争訟等を主な専門とする。

¹⁰ この法132条1項と個別の制度趣旨との関係については、過少資本税制等の個別の制度を適用することはできないが、法132条1項を根拠に支払利息の損金算入を否認する更正処分がなされ、その適法性が争われているユニバーサルミュージック事件の裁判の行方が注目される。なお、審査請求段階においてはこの論点は主要な争点とされていないようである（国税不服審判所裁決平27.2.2）。

¹¹ 岡村忠生「グレゴリー判決再考－事業目的と段階取引－」税務大学校論叢40周年記念論文集129頁以下参照。

¹² 岡村忠生「最近の重要な判例－IBM事件－」ジュリ1483号39頁は、この点について、法132条の適用によるA社における所得税額控除の否認の余地があつた旨述べている。

¹³ 岡村忠生「BEPSと行為計算否認(3)」税研182号69頁参照。